

22 西 審 使 第 9 号  
平成 22 年 8 月 18 日

西東京市長 坂 口 光 治 殿

西東京市使用料等審議会  
会 長 米 田 正 巳

西東京市使用料の適正化について（答申）

平成 22 年 8 月 4 日付、22 西企企第 142 号により諮問のありましたこのことについて、本審議会で審議し、その結果をとりまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

（仮称）ひばりが丘野球場、（仮称）ひばりが丘テニスコートの施設使用料を別紙のとおり新設することが妥当である。

## 西東京市スポーツ施設使用料

### 1. 対象施設

(仮称) ひばりが丘野球場

(仮称) ひばりが丘テニスコート

### 2. 使用料

| 名 称   | 施 設 名<br>( 附 帯 設 備 を 含 む 。 )             | 利用料金の上限額          |    |                   |                    |
|---|--|-------------------|----|-------------------|--------------------|
|   |  | 貸切り利用             |    | 個人利用<br>( 大 )     | 個人利用<br>( 小 )      |
|   |  | 1 区分 / 時<br>間     | 全日 | 1 区分 / 時間         |                    |
| ( 仮 称 )<br>西 東 京 市<br>ひ ば り が<br>総 合 運 動<br>場 | ( 仮 称 ) ひ ば り が 丘 野 球<br>場               | 4,500円<br>/ 3 時 間 | *  | *                 | *                  |
|   | ( 仮 称 ) ひ ば り が 丘 テ ニ<br>ス コ ー ト ( 1 面 ) | 1,200円<br>/ 2 時 間 | *  | 1,200円 /<br>2 時 間 | 1,200 円<br>/ 2 時 間 |

### 3. 実施時期

平成 23 年 1 月 1 日